

罰則を撤回し 十分な補償を

小池晃書記局長が首相を追及



日本共産党

質問の動画は
こちらから



日本共産党の小池晃書記局長は1月28日の参院予算委員会で、政府が新型コロナウイルス対応の特措法、感染症法等を改定し、罰則規定を盛り込もうとしていることについて、「密告や相互監視を進め、差別や偏見を生み、感染症対策に逆行する」として、罰則をすべて撤回するよう主張しました。

ドイツは売上の75%を補償

また、小池氏は感染拡大を防止するなら、「休業や時間短縮をしても、事業を続けることができる十分な補償が必要だ」と主張。時短要請に従った事業者への協力金は「1日最大6万円」で、現場からは固定費すら賄えないと悲鳴が上がる一方、ドイツでは売り上げの75%を補償する支援策を打ち出していることをあげ、「個別の事情に可能な限り配慮して必要な支援をするのが政府の責任だ」と迫りました。

日本とドイツの中小業者支援の違い

	日本	ドイツ
居酒屋A 東京都北区赤羽（90席）	1日6万円×日数	売上の75%×日割×日数 （上限5万ユーロ：約625万円）
売上 450万円 （コロナ禍以前）	6万円 × 30日 = 180万円	450万円 × 75% = 337万円
固定費 200万円 （家賃・光熱費他）	↑ 固定費にも 届かない	ほかに固定費補助の 「つなぎ支援金」 あり
人件費 70万円 30日間の時短要請 （A店は休業）		

「扶養照会 義務ではない」厚労相が明言

さらに小池氏は生活保護が必要な世帯の2割しか利用できていない実態を明らかに。生活保護申請で親族に問い合わせる「扶養照会」が申請を阻む大きな壁になっていることから、「扶養照会」をやめるよう要求しました。田村厚労相は「『扶養照会』は義務ではない」と明言。菅首相も「生活保護は国民の権利だ」と改めて認めました。小池氏は「法律事項ではなく、実施要領という一通知だけのものであり、政治が決断すればやめられる」「総理は『最後は生活保護だ』と言った。それなら（申請を）阻んでいるものは見直す責任がある」と強く求めました。

生活保護の「扶養義務」の範囲

	族 柄	ドイツ	フランス	スウェーデン	イギリス	日本
1親等	配偶者	○	○	○	○	○
	子(未成年)	○	○	○	○	○
	子(成人)	○				○
	親	○				○
2親等	兄弟姉妹					○
	祖父母、孫					○
3親等	曾祖父母、曾孫					○
	おじ・おば、甥・姪					△※

※家裁が認めた場合